

千葉県

若手弁護士との共同研修会及び交流会のご案内

千葉県では後進育成委員会の事業として、若手弁護士との共同研修会及び交流会を定期的を開催しています。今回は第5回となります。地域経済の発展に寄与することを目的に、法律の専門家である弁護士と会計・監査の専門家である公認会計士がどのような形で貢献できるかという視点で弁護士会と意見交換を実施します。

今回の第1部共同研修会は、弁護士会の企画で「経営者保証ガイドラインと特定調停」をテーマとし、仕事を進めるうえでの注意点やお互いに専門的知識を必要とする状況について考える研修となる予定です。その後、若手弁護士や若手会計士に求められる役割や今後の相互連携について意見交換する予定です。

引き続き第2部では、若手弁護士との交流や若手会員同士のネットワークの創設を目的とした懇親会を行います。ご興味ある方は是非ご参加ください。

日 時：平成29年2月3日（金）

第1部 若手弁護士と公認会計士の共同研修会 18:00～19:30

内 容：「経営者保証ガイドラインと特定調停」、相互連携について

場 所：千葉県弁護士会館3階講堂 <http://www.chiba-ben.or.jp/about/access.html>

千葉市中央区中央4丁目13番9号 TEL 043-227-8431(代表)

会 費：無料

CPE：2単位 研修コード：5125 コンサルティングー中小企業の支援

第2部 懇親会 19:45～21:45

場 所：千葉県弁護士会館近隣居酒屋

開催近くになりましたら場所等詳細について参加者にお知らせいたします。

会 費：4,000円～5,000円を予定（千葉県会員は会費の補助を予定しています。）

対 象：若手（**おおむね50歳未満**）

定 員：弁護士会と公認会計士会それぞれ20名程度（合計40名）

（定員になり次第締め切らせていただきます）

参加ご希望の方は申込書をFAXまたはメールにて送信してください。

千葉県ウェブサイト（<http://www.jicpa-chiba.jp/>）の会員ページログイン後、「研修会一覧」より直接お申込みができます。

申込み及びお問い合わせ 日本公認会計士協会千葉県事務局 E-Mail [chiba@sec.jicpa.or.jp](mailto:chiba@sec.jicpa.or.jp)

TEL 043-305-4203 / FAX 043-305-4204

申 込 書

日本公認会計士協会千葉県事務局 宛

FAX 043-305-4204

平成29年2月3日（金） 若手弁護士との共同研修会： 参加 ・ 不参加（○を付けてください）  
懇親会： 参加 ・ 不参加（○を付けてください）

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ CPE番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
会員 ・ 準会員 ・ 在住会員 E-Mail \_\_\_\_\_

上記のメールアドレスに千葉県からの研修等の案内を送信してもよろしいですか？ Yes No